

消費生活用製品の安全確保に向けた 検討状況

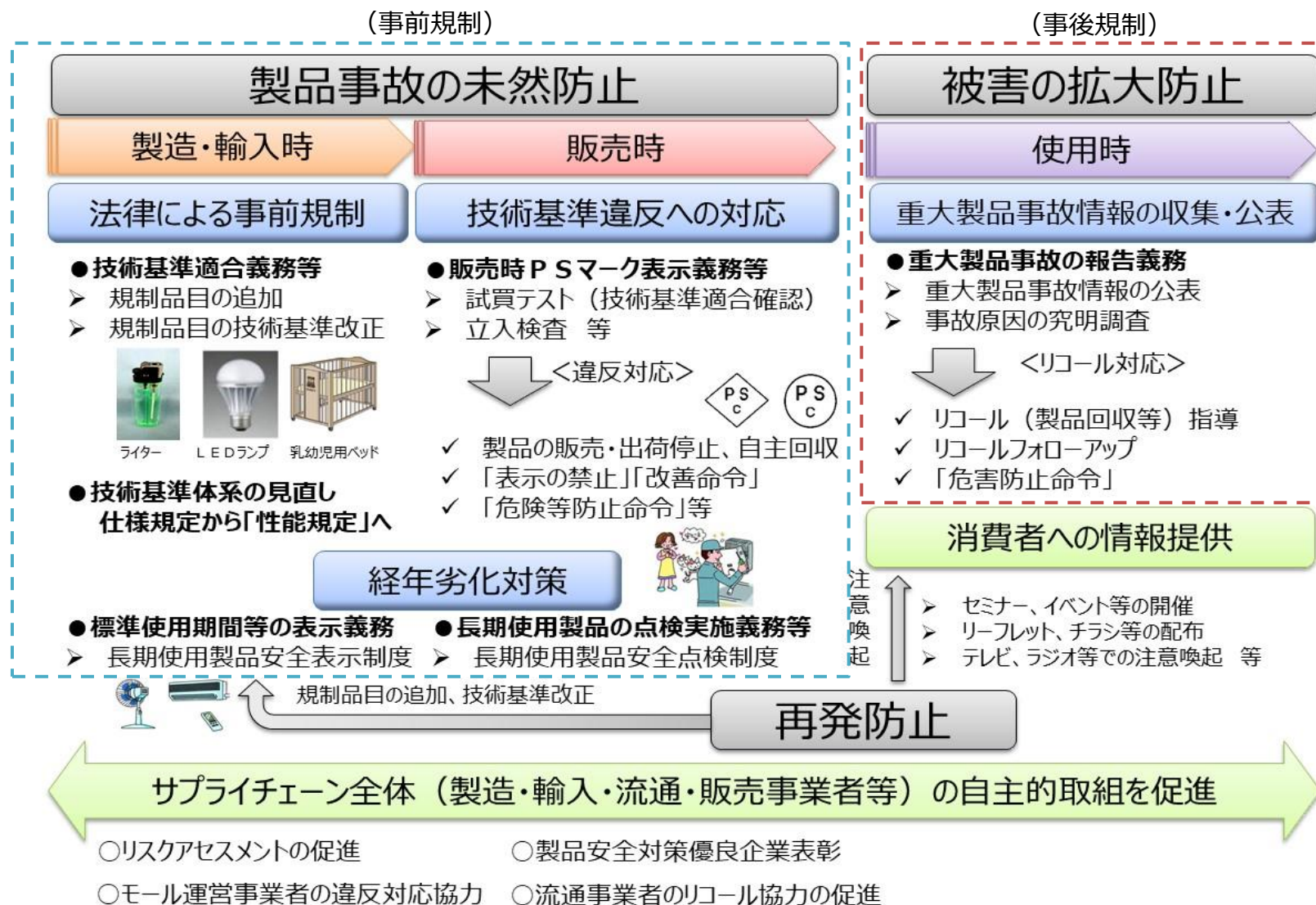
令和5年10月

産業保安グループ 製品安全課

消費生活用製品の安全確保に向けた検討会報告書 概要（令和5年6月）から
一部抜粋・追記等をしたもの

製品安全行政について

- 消費者を製品事故の危険性から守るため製品安全課では、**製品安全4法による規制（事前規制・事後規制）**や**事業者の自主的取組の促進**など、様々な取組を行っている。



製品安全 4 法の概要（事前規制）

- **製品安全 4 法**は、危害発生のおそれがある製品（**PSマーク対象製品**）を指定し、製造・輸入事業者に対して国が定めた技術基準の遵守を義務付け。
- **製造・輸入事業者**は、自主検査を行い技術基準に適合した製品にPSマークを表示（**○PSマーク**）。
- 品質の確保が十分でない者がいると認められる特別特定製品等（**◇PSマーク**）については、国に登録した検査機関の適合性検査を受検する必要がある。
- **販売事業者等**はPSマーク表示がないPSマーク対象製品を販売・陳列してはならない。

製品安全4法の一覧

電気用品安全法（電安法）（457品目）



LEDランプ、延長コード、エアコン、冷蔵庫、電子レンジ等

ガス事業法（ガス事法）（8品目）



ガス瞬間湯沸器、ガスこんろ、ガスふろがま 等

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）（16品目）



カートリッジガスこんろ等

消費生活用製品安全法（消安法）（12品目）



ライター、レーザーポインター、乳幼児用ベッド、石油ストーブ等
+ マグネットセット、水で膨らむボール

長期使用製品安全点検制度

特定保守製品【2品目】



石油給湯機



石油ふろがま

- **長期使用製品安全点検制度**は、点検が必要な時期に、メーカーが所有者に点検時期を通知し、所有者が点検を受けることで経年劣化による事故を防止するための**消安法上の制度**。
- 対象となるのは2009年4月以降に販売した**特定保守製品**。



ビルトイン式電気食器洗機



浴室用電気乾燥機



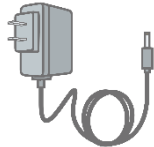
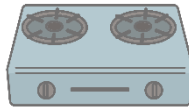
屋内式ガス瞬間湯沸器
(都市ガス用/プロパンガス用)



屋内式ガスふろがま
(都市ガス用/プロパンガス用)

- **2021年8月に対象製品の見直しを行い、左図の製品が特定製品から除外された。**

【参考】製品安全 4 法の対象製品について

電気用品安全法の対象製品		ガス事業法の対象製品	
特定電気用品（116品目）の例	特定電気用品以外の電気用品（341品目）の例	特定ガス用品（4品目）	特定ガス用品以外のガス用品（4品目）
◇コンセント ◇差込みプラグ ◇延長コードセット ◇電熱式おもちゃ ◇直流電線装置（ACアダプター） ◇携帯発電機 等 	○電気冷蔵庫 ○電気冷房機 ○温風暖房機 ○電気洗濯機 ○扇風機 ○サーキュレーター ○電気掃除機 ○テレビジョン受信機 ○コンセント付家具 ○LEDランプ ○LED電灯器具 ○リチウムイオン蓄電池 等 	◇半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器 ◇半密閉燃焼式ガストーブ ◇半密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがま ◇ガスふろバーナー 	○開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガス瞬間湯沸器 ○開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガストーブ ○密閉燃焼式又は屋外式のガスバーナー付ふろがま ○ガスこんろ 
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の対象製品		消費生活用製品安全法の対象製品	
特定液化石油ガス器具等（7品目）	特定液化石油ガス器具等以外の液化石油ガス器具等（9品目）	特別特定製品（4品目）	特別特定製品以外の特定製品（8品目）
◇カートリッジガスこんろ ◇半密閉式液化石油ガス用瞬間湯沸器 ◇半密閉式液化石油ガス用バーナー付ふろがま ◇ふろがま ◇液化石油ガス用ふろバーナー ◇半密閉式液化石油ガス用ストーブ ◇液化石油ガス用ガス栓 	○調整器 ○一般ガスこんろ ○開放式若しくは密閉式又は屋外式の液化石油ガス用瞬間湯沸器 ○液化石油ガス用継手金具付高圧ホース ○密閉式又は屋外式の液化石油ガス用バーナー付きふろがま ○開放式若しくは密閉式又は屋外式の液化石油ガス用ストーブ ○液化石油ガス用ガス漏れ警報器 ○液化石油ガス用継手金具付低圧ホース ○液化石油ガス用対震自動ガス遮断器 	◇乳幼児用ベッド ◇携帯用レーザー応用装置 ◇浴槽用温水循環器 ◇ライター 	○家庭用の圧力なべ及び圧力がま ○乗車用ヘルメット ○登山用ロープ ○石油給湯機 ○石油ふろがま ○石油ストーブ ○マグネットセット（2023年5月追加） ○水で膨らむ樹脂玩具（2023年5月追加） 

【・各法枠内左側の製品（◇）：登録検査機関による適合性検査が必要 ・同右側の製品（○）：自己確認が必要】

消費生活用製品の安全確保に向けた検討会について

- **製品安全4法**は、消費生活用製品の安全を確保する観点から**重要な制度**。特に、2006年に創設された**重大製品事故の報告・公表制度**は、迅速な事故の把握を通じた**安全の確保に大きく貢献**。
- 一方で、インターネット取引の存在感が高まるなど、**最近の製品安全を巡る環境は大きく変化**。
- こうした環境変化を踏まえた課題への対応策を検討するため、**2023年1月から「消費生活用製品の安全確保に向けた検討会」を設置し、有識者による検討を実施**。

消費生活用製品の安全確保に向けた検討会 メンバー

<委員>

三上 喜貴	開志専門職大学副学長（座長）
依田 高典	京都大学大学院経済学研究科教授
大橋 弘	東京大学大学院経済学研究科教授
カライスコス アントニオス	龍谷大学法学部教授
釘宮 悦子	消費生活アドバイザー
西田 佳史	東京工業大学工学院教授
早川 吉尚	立教大学法学部教授
正木 義久	一般社団法人日本経済団体連合会ソーシャル・コミュニケーション本部長
増田 悦子	公益社団法人全国消費生活相談員協会理事長
森 亮二	英知法律事務所 弁護士
山内 洋嗣	森・濱田松本法律事務所 弁護士
鷲田 祐一	一橋大学商学部教授

<オブザーバー>

アマゾンジャパン合同会社、楽天グループ株式会社、ヤフー株式会社
株式会社メルカリ、一般社団法人日本玩具協会、ベビーカー安全協議会、一般社団法人大手家電流通協会、一般財団法人家電製品協会、一般社団法人日本ガス石油機器工業会、一般財団法人製品安全協会
日本チェーンストア協会、全国中小企業団体中央会

<関係省庁>

消費者庁 消費者安全課、消費者政策課、
経済産業省 情報経済課、生活製品課
製品評価技術基盤機構（NITE）

消費生活用製品の安全確保に向けた検討会 スケジュール

第1回	1月17日	キックオフ・論点提示
第2回	2月 8日	事業者へのヒアリング（ネットモール各社）
第3回	2月20日	事業者へのヒアリング（こども製品関係）
第4回	4月27日	論点の議論（ネット販売関係）
第5回	5月29日	論点の議論（こども製品関係）
第6回	6月26日	論点の議論（玩具関係） 報告書の議論（論点整理）

1. ネット販売製品の事故・リコールの課題と対応 (事前規制及び事後規制)

インターネット取引における製品安全の現状と課題

- 2022年の物販系BtoC取引は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、**市場規模は13兆円を超え、EC化率も9%を超える**など、EC市場の存在感は一段と高まっている。
- 他方で、近年、インターネットモールや自社ECサイトで販売された製品による**重大製品事故の増加**や**PSマーク対象製品がPSマーク表示が付されずに販売されている等の違反も確認**されており、出品を行う事業者等に規制遵守、事故の再発防止策を求めることの重要性は一段と増している。
- 今後、インターネットモールを中心としたEC市場は一層拡大していくことが予想されるなか、**これまで以上に消費者の安全を確保し、安全な製品が流通する市場として成長することが必要**。

(億円) B to C - EC市場規模及びEC化率の経年推移 (物販系分野)



(※) 市場規模は、公知情報調査、業界団体及び事業者ヒアリング調査に基づく値。
EC化率とは、全ての商取引金額（商取引市場規模）に対する、電子商取引市場規模の割合。

物販系分野のB to C - EC市場規模

分類	2021 年		2022 年	
	市場規模 (億円) ※下段：前年比	EC 化率	市場規模 (億円) ※下段：前年比	EC 化率
① 食品、飲料、酒類	25,199 (14.10%増)	3.77%	27,505 (9.15%増)	4.16%
② 生活家電、AV 機器、PC・周辺機器等	24,584 (4.66%増)	38.13%	25,528 (3.84%増)	42.01%
③ 書籍、映像・音楽ソフト	17,518 (7.88%増)	46.20%	18,222 (4.02%増)	52.16%
④ 化粧品、医薬品	8,552 (9.82%増)	7.52%	9,191 (7.48%増)	8.24%
⑤ 生活雑貨、家具、インテリア	22,752 (6.71%増)	28.25%	23,541 (3.47%増)	29.59%
⑥ 衣類・服装雑貨等	24,279 (9.35%増)	21.15%	25,499 (5.02%増)	21.56%
⑦ 自動車、自動二輪車、パーツ等	3,016 (8.33%増)	3.86%	3,183 (5.55%増)	3.98%
⑧ その他	6,964 (8.42%増)	1.96%	7,327 (5.22%増)	1.89%
合計	132,865 (8.61%増)	8.78%	139,997 (5.37%増)	9.13%

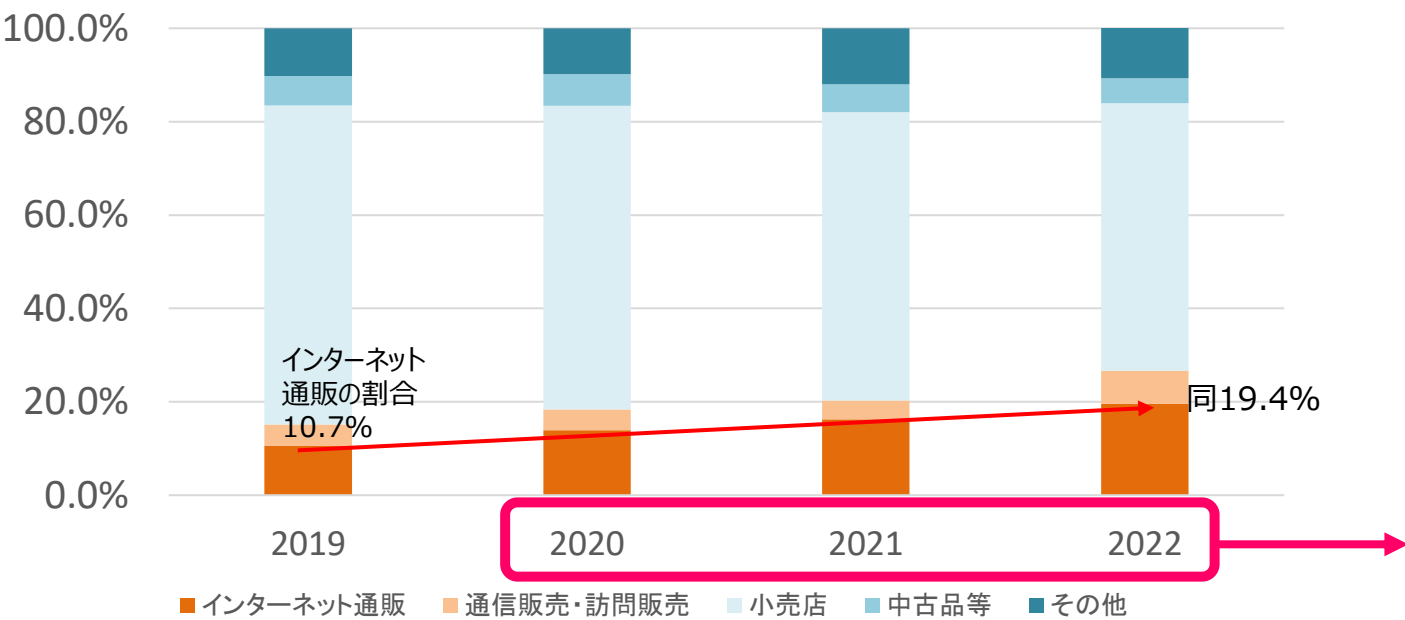
図表の出典：経済産業省 令和4年度デジタル取引環境整備事業（電子商取引に関する市場調査）

重大製品事故が起きた製品の入手先

- 近年、重大製品事故に占める、インターネット通販で購入した製品による事故の割合は増加傾向。

重大製品事故の製品入手経路

※重大製品事故報告のうち、入手先が判明している事故を分類したもの（製品の入手先不明の事故については除外）。



2020年～2022年の合計：257件。
このうち以下の上位8品目で半数近く
（121件：47%）を占める。

- 24件 二次電池
- 23件 リチウムイオン電池内蔵充電器（モバイルバッテリー）
- 16件 ガストーチ
- 14件 ポータブル電源
- 13件 電動アシスト自転車
- 11件 照明器具
- 10件 携帯電話
- 10件 電気ストーブ

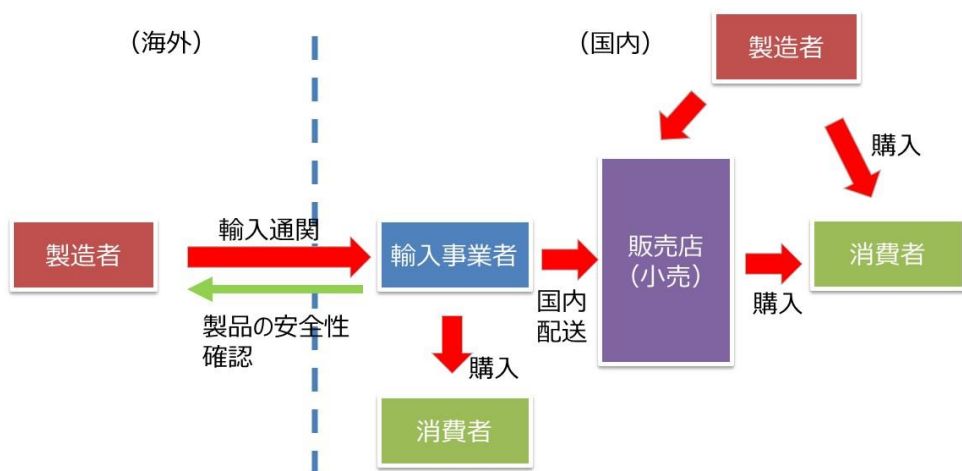
	2019年	2020年	2021年	2022年
インターネット通販	73	78	76	103
通信販売・訪問販売	31	25	19	37
小売店	468	364	289	301
中古品等	43	38	28	28
その他	70	55	56	61
不明	537	459	574	493
計	1,222	1,019	1,042	1,023

出典：消費生活用製品安全法に基づいて消費者庁より経済産業省に通知された重大製品事故（事故の受付日ベース）をもとに製品安全課で集計
（※）各年の12月末時点の調査結果に基づいて集計したもの。

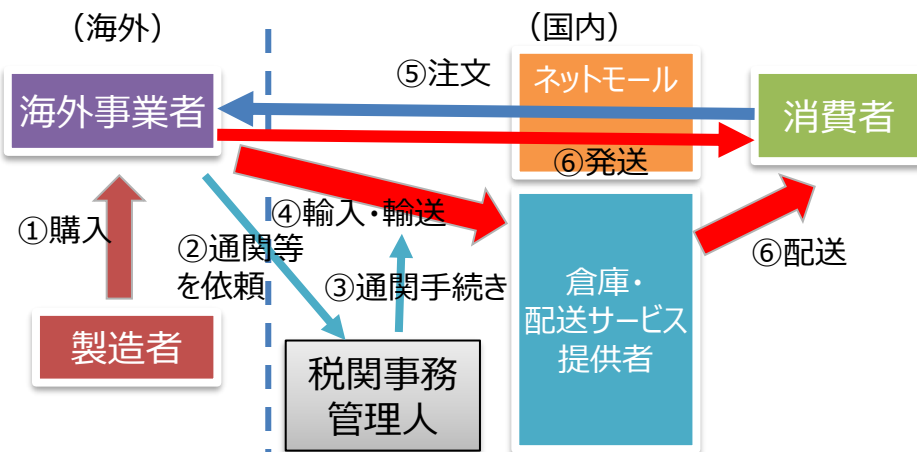
インターネット取引の拡大に伴う製品安全の課題

- インターネット取引の拡大に伴い国内外の事業者が国内の消費者に直接製品を販売する機会が増大。
- 特に海外の事業者が販売する販売形態においては、**製造・輸入事業者が国内に存在しない**ため、国内の事業者であれば履行されるべき義務が履行されず、事故が生じた特定製品の回収等が行われないことにより、**一般消費者の生命又は身体の安全の確保が困難となる事態が生じつつある**。

法律が想定するこれまでの流通形態



<海外からの直接販売の例>



海外製品について消費生活用製品安全法の事故報告を行う者が国内にいないおそれあり

(参考) 製品安全誓約 (Pledge) の開始 (インターネットモールの自主的取組)

- 製品安全誓約は、安全でない製品を消費者が購入しないよう、インターネットモール運営事業者が行う自主的取組。
- 2021年のOECDガイダンス等を踏まえ、日本でも製品安全誓約の取組を開始。(2023年月6月29日署名式)
- 経済産業省とモール各社は、他国に先駆けて規制対象製品の出品前審査等の連携関係を構築してきたが、Pledgeの取組を開始することで、他省庁とも連携しつつ、さらに製品安全の確保に向けた取り組みを強化していく。
- 署名者は実施状況 (KPI含め) について定期的にレポートを提出し、規制当局が国内全体の結果を取りまとめ公表する。

製品安全誓約の内容

1. 規制当局等のウェブサイトから、リコール製品や安全ではない製品に関連する情報を定期的に確認し、これらの製品を特定した場合は適切に対処する。
2. 規制当局がリコール製品や安全ではない製品に関する情報を通知し、又は出品削除要請ができるよう、専用の窓口を提供する。
3. 規制当局から出品削除要請を受けてから2営業日以内に、要請を受けたリコール製品や安全ではない製品の出品を削除する。また、規制当局に対して、実施した措置とその結果を通知する。
4. 規制当局から情報提供の要請があった場合には、リコール製品や安全ではない製品のサプライチェーンを合理的な範囲で特定し対応する。
5. 規制当局からの情報提供の要請にかかる対応及びリコール製品や安全ではない製品の出品削除を実施するための内部管理体制を構築・維持する。
6. 消費者が誓約の署名者に対して、リコール製品や安全ではない製品の出品を直接通知できる手段を提供する。通知があった場合は、署名者が構築した処理プロセスに基づき、5営業日以内に適切な対応を行う。
7. 販売者が日本の製品安全関連法令を遵守する措置を実施するため、販売者に対して、規制当局等が提供する製品安全に関連する情報を共有することにより、法令に係る知識を習得できる合理的な機会を提供する。
8. 規制当局や販売者と協力し、リコール製品や安全ではない製品に関連する各事業者や規制当局の措置について、消費者に情報提供する。
9. 必要に応じ、出品禁止製品、リコール製品又は安全ではない製品の販売を阻止若しくは制限するための制度を構築・維持する。
10. 規制当局と協力し、リコール製品や安全ではない製品の販売を意図的に繰り返すなどの悪質な販売者に対して、適切な措置を講じる。
11. 既に出品削除されたリコール製品や安全ではない製品の再出品を阻止するための適切な措置を講じる。
12. リコール製品や安全ではない製品の検出及び出品削除を向上するための新技術やイノベーションの活用を積極的に検討する。

製品安全誓約の署名式 (2023年6月29日)



(2023年6月時点での署名事業者)

運営事業者	インターネットモール
アマゾンジャパン合同会社	Amazon.co.jp
eBay Japan合同会社	Qoo10
auコマース&ライフ株式会社	au PAY マーケット
株式会社メルカリ	メルカリ、メルカリShops
株式会社モバオク	モバオク
ヤフー株式会社 (現 LINEヤフー株式会社)	Yahoo!ショッピング、 ヤフオク!、PayPayフリマ
楽天グループ株式会社	楽天市場、楽天ラクマ

製品安全誓約のKPI

- ① 自らリコール製品等を特定し、2日以内に出品削除した割合
- ② 規制当局から出品削除要請を受け、2日以内に出品削除した割合

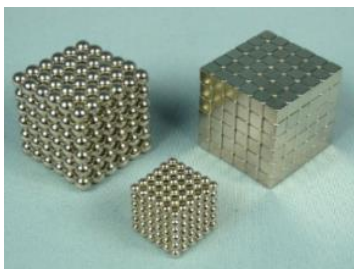
2. 玩具などの子ども用製品の課題と対応 (事前規制)

玩具など子ども用製品に関する課題

- **子ども用製品**については、**誤飲**などが起きやすく、**通常の製品よりも配慮が必要**。しかし、現状では、重大製品事故が報告されてからの対応、子どもの**事故が発生してから事後的に規制するという対応**となっている。

(危険な子ども用製品の例)

① マグネットセット、水で膨らむボール
(乳幼児の誤飲リスクあり)



【画像出典】国民生活センター

② 海外で法令違反となるぬいぐるみ等



【画像出典】EU Safety Gate Alert number
A12/01208/22 及び A12/01243/22

③ 子ども用自転車
(チェーンへの指入れリスクあり)



【画像出典】NITEホームページ
<https://www.nite.go.jp/data/000086404.pdf>

<消費生活用製品安全法>

(定義)

第二条 この法律において「消費生活用製品」とは、主として一般消費者の生活の用に供される製品（別表に掲げるものを除く。）をいう。

2 この法律において「特定製品」とは、消費生活用製品のうち、構造、材質、使用状況等からみて一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品で政令で定めるものをいう。

<消費生活用製品安全法で規制されていることも関連製品>

- 乳幼児用ベッド（乳幼児が容易に枠を乗り越えて落下することがない構造等を要求）
- 磁石製娯楽用品（マグネットセット）※2023年5月追加
- 吸水性合成樹脂製玩具（水で膨らむボール）※2023年5月追加

玩具による乳幼児の気道閉塞事故（平成29年事故調報告）

- 消費者安全調査委員会の報告書「玩具による乳幼児の気道閉塞事故」（平成29年11月20日）によると、（公財）日本小児科学会の公表によれば、**平成20年3月から平成29年9月までの約10年間で7件の気道閉塞事故（うち死亡事故3件）**が報告されている。
- 同報告書の**アンケート調査**において、**保護者が玩具による子どもの誤嚥事故の経験がある**と回答した**約300名のケース**をみると、その誤嚥事故の**8割以上が3歳未満**で、約**30mm以下の玩具及び部品を誤嚥**している傾向が示されている。
- 同報告書では、経済産業省に対して「経済産業省は、玩具関連事業者に対して以下に示す取組を行うよう求めるなどして、**安全な玩具の設計、製造及び販売につながるよう努めるべき**である。（ア）3歳未満を対象とした玩具のうち、球形、半球形又は楕円体等の球に類する形状の物については、**「小部品」の試験に加えて「小球」の試験を実施するなど様々な試験方法を併用**し、対象年齢を考慮すれば不要と考えられる場合であっても、小部品に分解されることも想定した設計を行い、万一、玩具がのど（咽頭・喉頭）に入っても、気道が閉塞され、窒息しない工夫として、可能な限り大きな穴を多方向に開けるなど、更なる安全性向上の検討を行うこと。」等の意見が出されている。

保護者へのアンケート調査結果

表4 「後遺症がある」又は「死亡した」との回答事例⁴⁶

事故事例	月年齢	玩具の種類	玩具の形状	玩具の大きさ	誤嚥したときの子供の様子
死亡	覚えていない	食べ物の形をした玩具	平べったい	6～10mm	一人で遊んでいた。 顔色に変化。 むせるなど、呼吸がしづらい様子だった。
後遺症あり	6か月未満	ビー玉・おはじき	球形・立方体	6～10mm	年上の兄弟と遊んでいた。 むせるなど、呼吸がしづらい様子だった。 気分が悪そうであった。泣き出した。
後遺症あり	6か月～1歳未満	ブロック・積み木	平べったい	21～30mm	保護者等の大人と遊んでいた。 むせるなど、呼吸がしづらい様子だった。
後遺症あり	1歳～1歳6か月未満	ビー玉・おはじき	球形・立方体	11～20mm	一人で遊んでいた。 気分が悪そうだった。
後遺症あり	1歳～1歳6か月未満	おもちゃの彈丸	球形・立方体	6～10mm	年上の兄弟と遊んでいた。 泣き出した。
後遺症あり	1歳～1歳6か月未満	ままごと玩具	円柱・直方体	11～20mm	年上の兄弟と遊んでいた。 顔色に変化。気分が悪そうだった。 むせるなど、呼吸がしづらい様子だった。
後遺症あり	1歳～1歳6か月未満	おもちゃの彈丸	球形・立方体	6～10mm	年上の兄弟と遊んでいた。 むせるなど、呼吸がしづらい様子だった。
後遺症あり	2歳	玩具から外れた電池	平べったい	21～30mm	同じ年頃の兄弟姉妹や友達と遊んでいた。 むせるなど呼吸がしづらい様子だった。 気分が悪そうだった。
後遺症あり	2歳	小さなボール	球形・立方体	11～20mm	一人で遊んでいた。 むせるなど、呼吸がしづらい様子だった。 出血した。

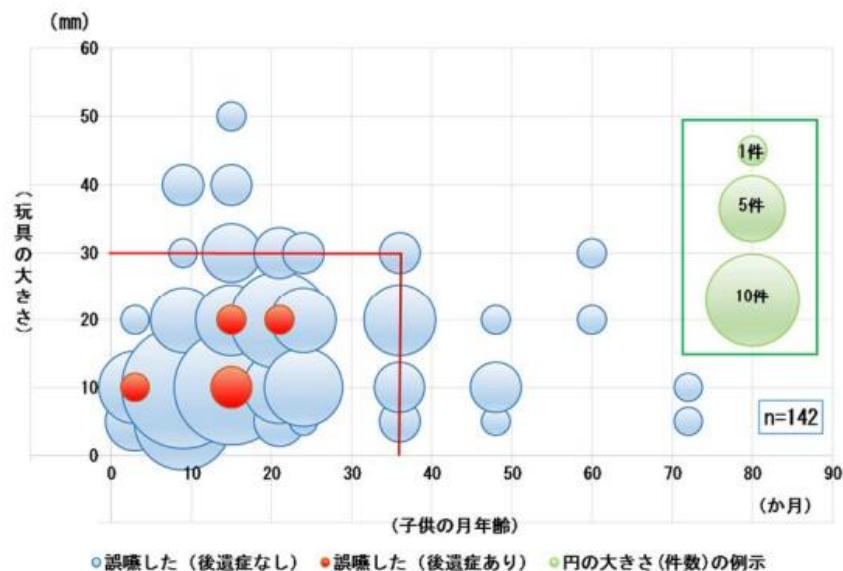


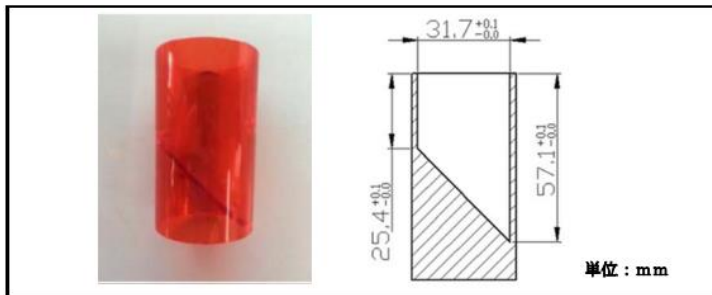
図19 子供の月年齢/玩具の大きさ/後遺症の有無の関係

玩具の国際規格（ISO8124-1）の概要

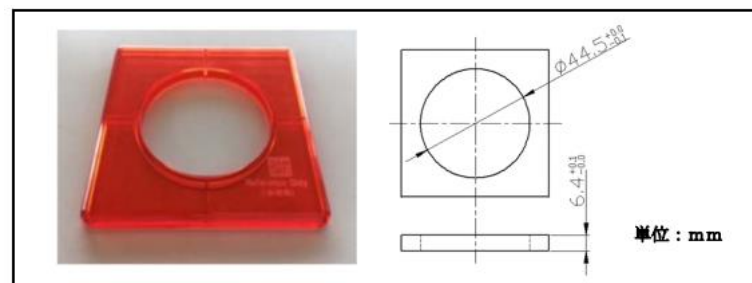
- ISO8124-1では、小部品やコードといった様々なリスクに対して、リスクを判定するための実験方法やリスクを踏まえた措置について詳細に規定されている。
- 特に、3歳未満（36ヶ月未満）の乳幼児については、誤飲・窒息等の危険が高いため、**36ヶ月未満向け玩具**については、**小部品や小球が存在しないよう、厳しい要求をしている。**
- なお、36ヶ月以上向け玩具については、小部品や小球が存在する場合、警告表示が必要。

（ISO8124-1における36ヶ月未満向け玩具への主な要求事項）

- **小部品**については、**小部品シリンダーを通過する部品（誤飲のリスク有り）を禁止**している。これは、「合理的に予測可能な濫用試験」（落下試験、転倒試験、トルク試験、引張試験等）を行って、小部品が取れる場合も同様に禁止される。
※小部品シリンダーとは直径31.7mmの円筒。
※36ヶ月以上向け玩具の場合は、警告表示が必要。
- **小球試験を通過する小球（窒息のリスク有り）を禁止**している。これも、「合理的に予測可能な濫用試験」を行って小球が放出される場合も禁止される。
※小球とは、小球試験（直径44.5mmの円）を通過する球。
※36ヶ月以上向け玩具の場合は、警告表示が必要。
- 半球形の玩具については、穴が空いていること等を要求。
- コードについても、長さの制限を設けている。
- 「固定された輪」及び「引き結び」を形成しているコードは、①試験をしてヘッドローブが通過しない、又は、②着脱具分離試験をして、輪又は引き結びが原形を保たず分離できること、が求められる。



小部品シリンダー



小球試験

玩具を巡る課題

- 玩具については、海外の多くの国で事故の未然防止の観点から安全規制（規格に適合しない製品の販売禁止など）がかかっている。
- 日本では50年に渡り玩具業界による自主基準に基づく対応が行われ、玩具の安全性が確保されてきた。一方、近年は、ネット販売により海外品の流入が容易になっているため、日本でも規制を整備しなければ、国内に流通・販売される玩具の安全性が確保できなくなるおそれがある※。

（玩具が安全規制（強制規格）の対象となっている主な国・地域）

地域	国
欧州	EU、イギリス
アジア	中国、韓国、台湾、タイ、シンガポール、マレーシア、インド
オセアニア	オーストラリア、ニュージーランド
北米・南米	アメリカ、カナダ、メキシコ、アルゼンチン、ブラジル、ウルグアイ、チリ
中東	サウジアラビア、バーレーン、カタール、クウェート、UAE、オマーン、イエメン
ユーラシア	ロシア、ベラルーシ、カザフスタン、キルギスタン、タジキスタン

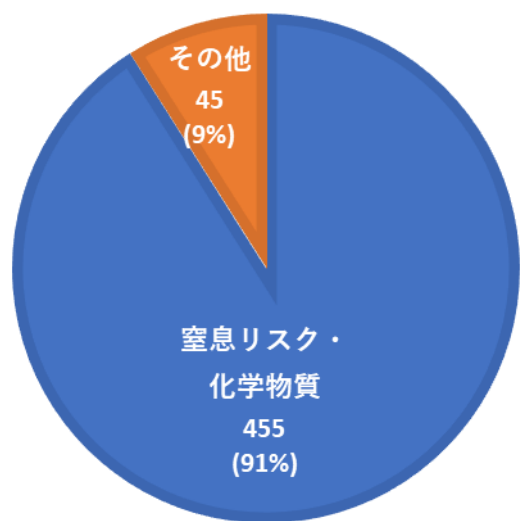
出典：令和4年度産業保安等技術基準策定調査研究等事業（製品安全政策の在り方に関する調査事業）調査報告書

（※）玩具の化学的安全性については、食品衛生法により規制されている。 14

EUで販売停止になった玩具（2022年）

- 欧州Safety Gate※¹の2022年データを検索すると、**販売停止等された玩具（500件）**のうち、**窒息リスク又は化学物質の基準違反**のものが455件(91%)と**大多数**を占める。
- そのうち、小部品を含むことによる窒息（choking）が219件と最も多く、全体の約半数近くを占める。残りは化学物質に関する基準違反等が原因。
- EUで物理的安全性が原因で販売停止等された玩具の多くが、**誤飲・窒息のEN71-1（物理的安全性の基準）に違反**していると考えられる。

SAFETY GATEで販売停止等された玩具のリスク別件数
（2022年）



■ 窒息リスク・化学物質 ■ その他

Safety Gateで販売停止等された玩具のリスク詳細
（2022年）

	件数※ ²	販売停止等の件数に占める割合
窒息リスク		
窒息（choking）小部品	219	44%
窒息（suffocation）薄いフィルム	27	5%
首しまり（strangulation）ひも	13	3%
化学物質		
化学（chemical）	209	42%
環境（environment）※ ³	40	8%

（※ 2）一つの製品にリスクが複数ある場合があるため、上記件数の合計は455件にならない。

（※ 3）環境（environment）とは、身体への直接的影響ではなく環境中への影響を考慮したものである。

図表の出典：欧州Safety Gateのサイトを2023年10月時点で検索して得られた情報を基に、経済産業省製品安全課にて作成

<https://ec.europa.eu/safety-gate-alerts/screen/search?resetSearch=true>

子ども用製品の事故の未然防止に向けた対応策（方向性イメージ）

- 海外の違法品が日本に流入することを防ぎ、事故が起こってからの対応ではなく、子どもの事故を未然に防止することが必要。
- 玩具、ベビーカー、幼児用自転車などの子ども用製品を、消費生活用製品安全法において規制することが必要か。

特別特定製品



：国に登録した検査機関による適合性検査を受検して技術基準への適合を確認しPSマークが付されなければ販売できない製品

特定製品



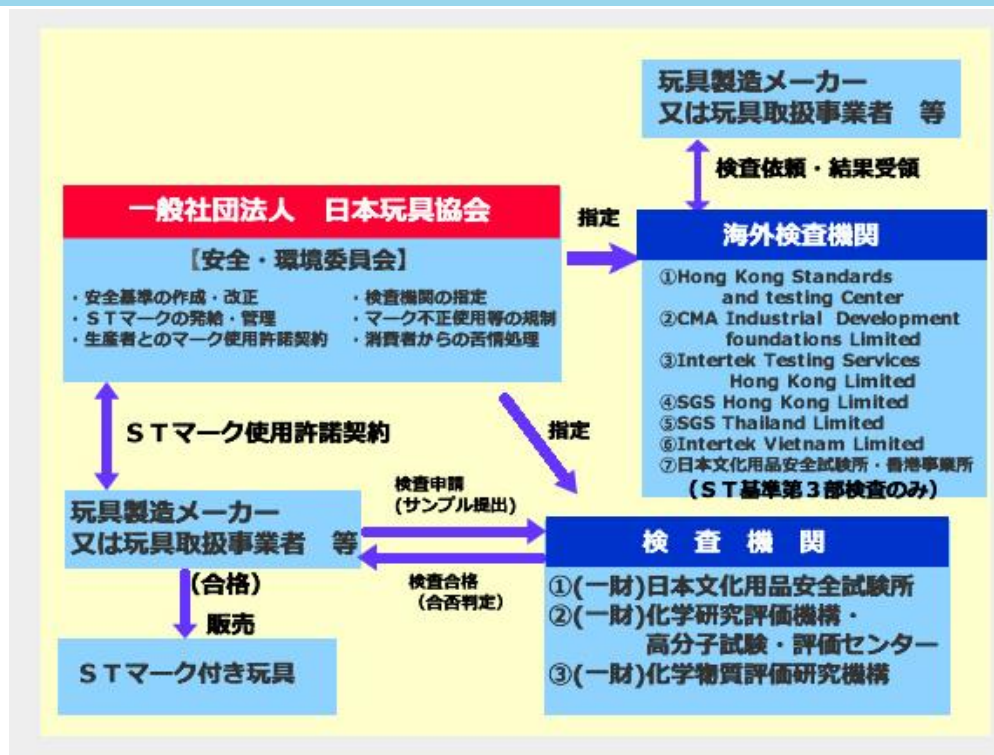
：技術基準への適合を確認しPSマークが付されなければ販売できない製品

子ども用製品（規制することが必要か）

（例）玩具、ベビーカー、幼児用自転車などの子ども用製品

(参考) STマークについて

- (一社) 日本玩具協会が運営する業界自主マーク。
- ①玩具安全基準(ST基準)の作成、STマークの管理、②ST基準適合検査の実施(検査機関)、③事故の際の賠償補償制度から成り立っている。
- STマークを表示するためには日本玩具協会とSTマーク使用許諾契約を締結し、STマークを付けようとする玩具について、指定する検査機関において玩具安全基準(ST基準)によるサンプル検査を受検する必要がある。検査に合格した玩具についてSTマークの表示が認められる。
- 玩具安全基準「ST2016」は、①機械的及び物理的特性の検査、②可燃性の検査、③化学物質の検査、の3項目が含まれる。上記①と②については国際規格であるISO8124をベースに策定され国際整合が図られており、③については食品衛生法をベースに策定されている。



(STマーク)

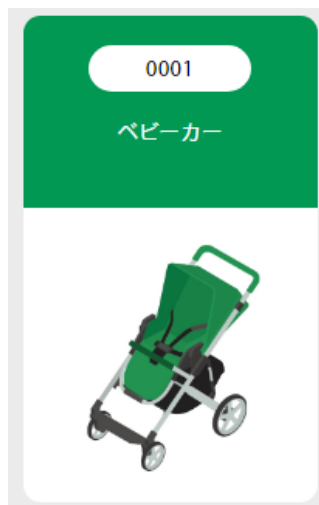


(出典: いずれも日本玩具協会HPより)

(参考) SGマークについて

- (一財) 製品安全協会が運営する自主マーク。
- ①安全基準 (SG基準) の策定、②SG基準に基づく認証及びマーク表示の許可、③事故に対する賠償措置の実施、が一体となった制度。
- 対象製品は全部で148品目。乳幼児用品、福祉用具、家具・家庭用品、台所用品、スポーツ・レジャー用品、家庭用フィットネス用品、自転車・自動車用品などが対象。
- 子ども用製品も乳幼児用ベッドやベビーカーなどが対象となっている。
- 製品安全協会HPによると、SG基準は、製造事業者、学識経験者、消費者代表、検査機関、行政機関らの専門家が関与し、客観性と実効性の高い基準を作っているとのこと。

(SGマーク対象の子ども用製品の例)



(SGマーク)

(出典：いずれも製品安全協会HPより)